

兵庫県町総務課長協議会規約

昭和 44 年	6月 11 日	総 会 議 決
改正昭和 62 年	7月 20 日	総 会 議 決
改正平成 4 年	7月 2 日	総 会 議 決
改正平成 8 年	7月 18 日	総 会 議 決
改正平成 11 年	7月 12 日	総 会 議 決
改正平成 16 年	8月 5 日	総 会 議 決
改正平成 17 年	8月 4 日	総 会 議 決
改正平成 18 年	5月 9 日	理事会 議 決
改正平成 21 年	5月 15 日	理事会 議 決

(目的)

第1条 本会は、町における行政水準の向上と財政の確立を期するため、調査、研究を行なうことを目的とする。

(名称及び組織)

第2条 本会は、兵庫県町総務課長協議会と称し、県下全町の総務担当課長をもって組織する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、兵庫県町村会内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 行財政制度に関する調査、研究
- (2) 行財政制度に関する研修会の開催
- (3) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 1名
理 事 12名以内

2 会長及び副会長は、理事のうちから互選する。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 理事は、本会の運営と事業の推進に参画する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

2 前項の任期中に会員の資格を失った者は、役員の職を失う。

3 補欠によって新たに役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事)

第8条 本会に幹事若干名を置き、兵庫県町村会職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け会務に従事する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、次の職にある者及び会長の推せんにより理事会の承認を経た者を会長が委嘱する。

兵庫県町村会長

兵庫県市町振興課長

(理事会)

第10条 理事会は、会長が必要と認めた場合若しくは理事の2分の1以上から要請があった場合に開く。

2 理事会は、会長が招集し、会議における議長の職務は会長が行う。

(専門部会)

第11条 本会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員及び組織については、理事会の同意を得て会長が定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(役員の報酬等)

第13条 役員には、報酬及び旅費は支給しない。ただし、専門部会その他本会の事業遂行上特に必要と認めたときは、理事会の同意を得て実費を支給することができる。

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、理事会の議決によらなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規約は、昭和44年6月11日から施行する。

2 昭和37年8月7日議決兵庫県町村行財政事務協議会規約は、廃止する。

附 則

この規約は、昭和62年7月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年7月2日から施行する。ただし、第5条及び別表の改正規定は、平成5年度の定期総会から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年7月12日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年8月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成17年8月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年5月15日から施行する。